

平成31年度 部活動の基本方針

宇都宮市立雀宮中学校

1 部活動の目的

スポーツ・文化・科学・芸術等に親しみ、互いに教えあったり、励まし合ったりしながら、楽しさや喜びを味わうとともに、主体性や社会性を育てたり、互いを思いやる心や望ましい人間関係を育むことにより、豊かで充実した学校生活を創造する。

2 本年度の部活動

運動部	文化部
野球	吹奏楽
サッカー	合唱
ソフトテニス	美術
陸上競技	科学
バスケットボール	
バレーボール (女子)	
卓球	
剣道	
バドミントン	

※生徒の希望がある場合、大会のみ参加 (柔道, 水泳, スキー, スケートなど)

3 活動計画

- (1) 毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。また、活動計画については、職員室前に掲示する。
- (2) 毎月の活動計画や大会・コンクール等の開催予定などを、事前に生徒・保護者に伝える。

4 活動時間及び日数

(1) 朝の活動

7:05~7:50

(確認事項)

- ・集合時間については、7:00より早くならないこと。
- ・開始時間より前に活動をしないこと。
- ・終了時刻を守るとともに、遅刻をしないこと。

※実施する場合には、生徒の健康や生活リズムを配慮する。

(2) 放課後の活動

月	終了時刻	下校時刻	月	終了時刻	下校時刻
4月~7月	18:30	18:45	12月~1月	17:15	17:30
8月~10月	18:00	18:15	2/1~2/14	17:30	17:45
11/1~11/15	17:45	18:00	2/15~2/28	17:45	18:00
11/16~11/30	17:30	17:45	3月	18:00	18:15

(3) 活動時間及び休養日

① 休養日の設定

- ア) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日〔以下「週末」という。〕は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ウ) 大会・コンクール前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

② 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ) 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ウ) 練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

(4) 長期休業中の活動について

- ・長期休業中も、「(3) 活動時間及び休養日」と同様に、活動時間及び休養日を設定する。

(5) その他

- ・中間テスト3日前・期末テスト4日前(土日を含む)は、部活動は行わない。ただし、大会等がある場合には、顧問が保護者会の承諾を得た上で校長に相談する。
- ・水曜日は、原則、休養日とし部活動は行わない。ただし、週末に大会等がある場合には校長に相談する。

5 指導にあたって

(1) 活動内容

- ・発達段階や体力、技能等に応じて活動内容を配慮する。
- ・部員一人一人の個性をしっかりと見極め、伸ばす工夫をする。

(2) 事故防止及び健康管理

- ・関係する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- ・環境条件(天候、気温など)について、十分安全に配慮した練習内容や活動時間とする。特に、熱中症について予防対策を徹底し、発生が疑われる際に適切に対応する。
- ・生徒の心身の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応する。

(3) 体罰及び不適切な指導の防止

- ・勝利至上主義に陥らないよう留意し、体罰、暴言など力に頼った指導は絶対に行わない。

(4) 外部指導者・部活動指導員の活用

- ・外部指導者を活用する際には、学校の方針に従って指導を担えるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にする。

- (5) 大会や発表会等への適切な参加
- ・適切かつ確実な生徒引率を行う。
 - ・交通手段には、原則として公共交通機関を利用するものとするが、会場が公共交通機関利用不便等の場合には保護者会と協議した上で校長に相談する。
- (6) その他
- ・個人で使用する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。また、家庭の経済状況により購入が困難な場合には、学校や部所有の物品を貸し出すなど、十分配慮する。
 - ・保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動の運営に係る経費について、保護者の経済的負担が過重にならないようにする。

6 部活動の入部・退部

(1) 入部

ア 1年生の加入の手順

- ①各部生徒代表等による部活動紹介を聞く。
- ②部活動見学及び仮入部をする。
- ③担任に入部届を提出する。
- ④担任は確認後、部活動顧問に提出する。

イ 2・3年生の加入の手順

- ①担任に入部届を提出する。
- ②担任は確認後、部活動顧問へ提出する。

(2) 退部

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後に、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者の承諾を受け、退部届を顧問に提出する。

7 部活動の創部・廃部

(1) 創部

- ①下記設置種目の①～④のいずれかの条件を満たしていること。
- ②団体種目の場合、入部を希望する生徒が継続して大会参加可能な人数（大会等がない場合は活動可能な人数）を確保できる見込みがある場合
- ③大会引率を伴う場合は、複数の顧問教諭が長期的に確保できる見込みがある場合。

《設置種目について》

- ①栃木県中学校体育連盟に専門部が設置されている種目。
- ②栃木県中学校文化連盟主催のコンクール・芸術祭などにおいて活動機会があるもの。
- ③地域に専門的な知識や技能を有する指導者がおり、長期的に継続して外部指導者としての協力が得られるもの
- ④生徒や顧問教員に専門的な知識や技能がなくても、生徒の自主的な取組により活動が可能なもの。

(2) 廃部

- ①大会等がある場合、2年間連続して大会に参加できない状況が続いた場合。
 - ②大会等がない場合は、1年以上活動が困難な状況が続いた場合。
 - ③顧問教員の不足や減少により、部活動運営が困難になった場合。
- *上記①～③のいずれかに該当する場合、職員会議等で検討することとする。